



NO.536

海産物の電話勧誘にご注意!

カニなどの海産物の購入に関するトラブルの相談が寄せられています。

相談① 昨日、突然電話がかかり「以

前、カニを注文してもらった〇〇水産です。安くするので今年も買ってくれないか」と言われた。買った覚えはなかったが、「コロナで売り上げが減っているのを助けてほしいと言われ、同情して2万円のカニを買うことになった。3日後に届くことになっているが、よく考えると高いし、断ろうと思って業者に電話をしたがつかまらない。

相談② 高齢の母が海産物のセット

を、代引きで1万8千円支払い受け取っていた。昼間1人で家に居る母が電話で勧誘を受け、よく分からなまま申し込んだようだ。届いた商品は量が少なく、品質も悪くてとても値段に見合うとは思えない。箱を開封してしまっただが、食べてはいない。今からでも返品できるだろうか。

業者から突然電話がかかり、商品やサービスの購入を勧められ契約した場合、特定商取引法の電話勧誘販売に該当する。

消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎7533-5555

当します。法律で決められた書面を受け取った日を含め、8日以内であればクーリングオフにより契約を解除することができます。

相談①は、センターから業者に連絡が取り、クーリングオフを申し出て、契約は解除できました。業者と連絡がつかずに商品が届いた場合は、宅配業者にクーリングオフすることを伝え、送り状に記載された業者の住所・名称・電話番号を控えて受け取り拒否をし、すぐにクーリングオフ通知を出しましょう。

相談②のように、代金を支払い、商品を受け取って開封した場合でも、クーリングオフして返金請求ができます。しかし、業者と連絡が取れないなど、返金が困難なケースもあります。

電話で勧誘された時は、必要がなければ話を聞かずに毅然とした態度で断り、すぐに電話を切りましょう。ほかに、電話で断ったにもかかわらず、商品が送られて来たという被害も発生しているの、十分に気を付けましょう。

健康相談



池田市医師会
<http://www.ikeda-osaka-med.jp/>

Q

帯状疱疹ワクチンについて教えてください。

A

帯状疱疹は子どものころに罹り、患する水ぼうそうのウイルスが原因となり50歳以上で罹患率が高くなります。水ぼうそうが治った後もウイルスは死滅するのではなく、体の神経節に潜み続けます。多くはそのまま静かにしているのですが、体力や免疫力低下、疲労の蓄積などで体が弱ったときに潜伏していたウイルスが再活性化して皮膚病変をきたします。最初はチクチクした痛みだけで水疱を伴う発疹が2〜3日遅れて出現する場合があります。また体中のあらゆる部位(目や口の中など)にも発症します。多くは適切な治療で改善しますが、不快な痛みが月々単位で続く帯状疱疹後神経痛が残る場合があります。

帯状疱疹の予防には2種類のワクチンがあります。いずれも適応は50歳以上であることにご注意ください。

一つは小児に水ぼうそう予防で使用されている生ワクチンですが2016年から50歳以上を対象に帯状疱疹予防の適応が追加されました。接種は1回(皮下注射)で有効率50〜60%程度、効果の持続は5年程度といわれています。生ワクチンですので免疫低下状態やステロイドなどの免疫抑制剤服用中の方は接種できません。

もう一つは2020年に認可されたウイルスの感染性を持たない部分だけが含まれるサブユニットワクチンと呼ばれるもので、2カ月の間隔をあけて2回接種(筋肉注射)が必要で、効果を高めるアジュバンドという物質が含まれているために接種後の疼痛、腫れ、発熱などの副反応がやや高めですが、有効率90%程度、効果の持続9年以上といわれています。

いずれも任意接種となり生ワクチンで数千円程度、サブユニットワクチンで数万円(2回分)の自己負担が必要です。高価でもよいのでしっかりと予防したい方や生ワクチンが接種できない方はサブユニットワクチンを、普通でよいのである程度予防したい方は生ワクチンという選択になるかと思われれますが、判断に迷う事も多いかと思えますので接種ご希望の方はかかりつけ医とご相談されてはいかがでしょうか。

池田市医師会